

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第40号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条福祉部の款支援課の項中第13号を第15号とし、第4号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 障害者自立支援法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与，移動支援及び地域活動支援に関するものに限る。）に関する事。ただし，保健所の所管に属するものを除く。

第6条福祉部の款支援課の項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 障害者自立支援法によるサービス利用計画作成費，特定障害者特別給付費，特例特定障害者特別給付費，療養介護医療費，基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に関する事。ただし，保健所の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は，平成18年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)